

平成 3 1 年度補正予算編成要領
(案)

平成 3 1 年 4 月
北 海 道

基本的な考え方

道では、平成32年度までを計画期間とする「行財政運営方針」に基づき、財政健全化に向けた取組を進めているが、平成31年度の道財政は、本道経済の持ち直しの動きが見られるものの、道税と地方交付税等を合わせた一般財源総額を地方財政計画並みに確保することが厳しい見込みにあることや、高齢化の進行等に伴い義務的経費が増加することなどにより、より厳しさを増すことが見込まれる。

一方で、実質公債費比率の改善や財政調整基金の確保など、解消を図るべき財政課題も数多く残されていることから、人口減少などの道政上の諸課題に適切に対応しつつ、規律ある財政運営との両立を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、今次補正予算の編成に当たっては、『「行財政運営方針」後半期（H30～32）の取組』（以下「後半期の取組」という。）に沿って、施策・事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出の削減・効率化を図った上で、施策間連携や横断的事業の推進、市町村や民間と連携・協働した事業の構築などを行い、知事公約や『「北海道・新時代の創造」に向けた政策検討の基本方針』に基づく優先度の高い施策に、限りある行財政資源を効果的・効率的に配分することとする。

予算編成の基本方針

1 基本的事項

今次補正予算の編成は、「後半期の取組」に沿って、これまでの行財政改革の成果を持続しながら、引き続き、財政健全化に向け取り組むことを基本とする。

2 歳入に関する事項

歳入確保に最大限取り組むとともに、次の事項に特に留意すること。

- (1) 道有財産全般にわたり活用状況を点検し、低利用資産・未利用資産などの遊休資産や株式などについては、「北海道ファシリティマネジメント推進方針」等を踏まえ、売却や貸付け、定期借地権の設定など、歳入確保に向けてあらゆる手法の検討を進めること。
- (2) その他の収入については、それぞれ前年度の実績、国の動向などを勘案し、的確に積算するとともに、更なる増収に向け、ふるさと納税やクラウドファンディングといった外部資金の導入など、様々な手法や工夫による新たな財源の確保についても積極的に検討を進めること。

3 歳出に関する事項

施策の取捨選択や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出の効率化を図ることを基本として、次の事項に特に留意の上、積算すること。

- (1) 新たな行政需要に対処するための施策の展開に当たっては、『「北海道・新時代の創造」に向けた政策検討の基本方針』を踏まえ、優先度や方向性等について十分検討すること。

(2) 各種事務事業については、必要性や優先度等に基づく合理的な選択と質の向上を図るため、事務事業評価を踏まえた見直しを確実に予算に反映させること。

また、施策間連携や横断的事業の推進を図るとともに、市町村をはじめとする多様な主体と連携した事業構築を行うほか、施策効果を高めるため、外部資金の活用など民間等との連携について、積極的に検討すること。

なお、組織機構及び職員配置については、これらに対応した簡素で効率的・機動的な執行体制の構築に向けて検討を行うこと。

(3) 道単独補助金などについては、市町村、民間との役割分担を踏まえ、適切な見直しを行うこと。

特に、各種奨励的な補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、その必要性や実施方法、施策水準などについて検討し、廃止・休止を含め、その総額の縮減を図ること。

また、各種団体への補助金については、収入の状況を踏まえた補助対象経費・対象外経費の仕分けを行い、所要額を適切に積算すること。

(4) 義務的経費については、国の制度改革の動向に留意するとともに、平成30年度決算見込みを踏まえた積算を行うなど、必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、北海道医療費適正化計画[第3期]に基づく取組の着実な実施などにより、各種医療費等の適正化を図ること。

(5) 事務的経費や庁舎等維持費の内部管理経費については、「後半期の取組」に基づく業務改革の取組の推進や業務の集約・一元化などにより、徹底した経費の節減に取り組むこと。

(6) その他の経費については、当初予算編成後に生じた新たな事情によるやむを得ないものに限ること。

枠配分について

枠配分については、公共事業費、災害復旧事業費、人件費、義務的経費などを除き、当面、一般財源ベースで次に掲げる額を配分することを基本とする。

各部局においては、業務内容や既存事業に抜本的な見直しを加え、緊急性や優先度の高い施策に財源を重点的・効率的に配分し、その成果を要求内容に的確に反映させること。

なお、今後地方交付税などの一般財源の動向如何では、予算編成段階で、枠配分の再調整や経費の再算定を行うことがあり得ること。

1 一般施策事業・庁舎等維持費

- (1) 平成30年度当初予算のうち、制度的枠組みがある程度固定され、支出額が大きい事業等として、総務部が別に指定する事業（以下「個別調整事業」という。）、地方創生推進交付金を活用する事業及び戦略産業雇用創造プロジェクト・北海道事業構想に基づく事業の予算額を控除した額から、各部局の平成31年度削減目標額を減じた額を配分する。（別に指示する。）

各部局は、配分された一般財源の範囲内で、予算要求を行うものとし、新規・拡充事業や制度改正を伴う事業、政策評価等において意見が付された事業など別に指定する事業については、必要に応じ総務部と事業内容等の調整を行う。

- (2) 個別調整事業については、総務部と事業内容の調整を行い、別途、所要額を措置する。（別に指示する。）

(3) 知事公約及び『「北海道・新時代の創造」に向けた政策検討の基本方針』に基づく事業については、事業内容や実効性など予算編成過程を通じて全庁的な調整を行い、別途、所要額を措置する。(別に指示する。)

2 特別対策事業・公共関連単独事業

「後半期の取組」を踏まえ、別に指示する。

3 施設等建設事業

「後半期の取組」及び「北海道ファシリティマネジメント推進方針」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るなど、設備投資の最小化に向けて予め全庁的な調整を行った上で、その所要額を配分する。(別に指示する。)